

第102回市町村職員を対象とするセミナー

「生活困窮者自立支援制度について」

関係機関との連携と

子ども・若者支援に関する取組について

相模原市健康福祉局福祉部地域福祉課



本市の生活困窮者自立促進支援モデル事業

生活困窮者

生活保護が必要な方
生活保護の申請に至らなかった方
庁内窓口、外部関係機関等からの案内

- ・福祉事務所内の迅速性
- ・他法他施策の活用等
- ・生活保護の適用

自立相談支援事業の実施
(福祉事務所設置施設内に併設)

福祉事務所

生活保護や児童扶養手当の申請など
(住宅支援給付・ホームレス支援)

最初にケースワーカーが相談⇒相談員⇒個別支援

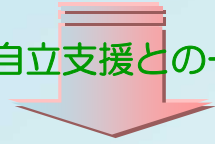
「自立支援相談窓口」の開設

- ※自立支援相談員 2名
- ※受託先によるキャリアカウンセラー 1名

- ◎生活状況の把握や課題の整理
- ◎個々の状況に合った支援計画の作成

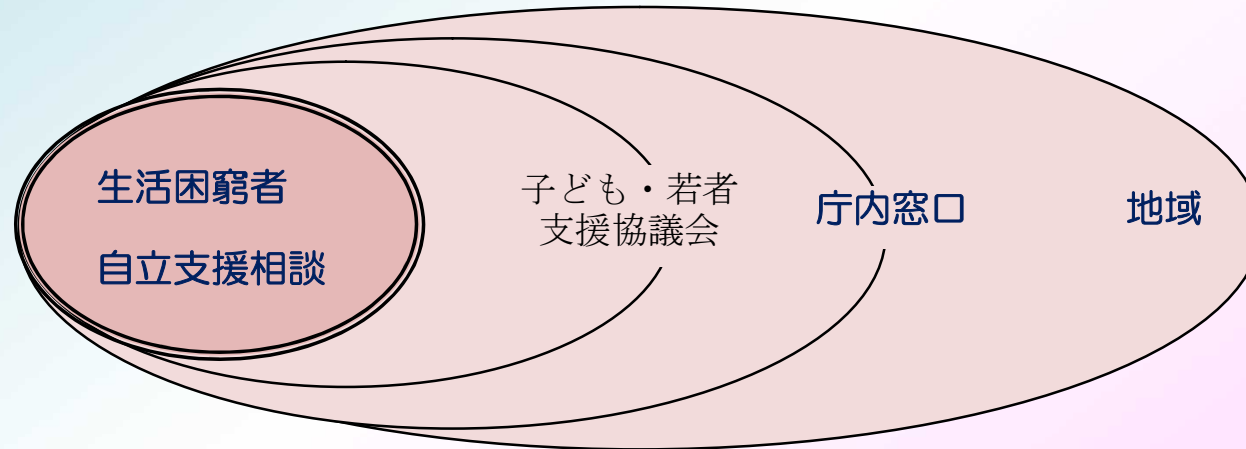
南区の相談窓口にハローワークのジョブスポットを併設
(職業相談・職業紹介)

生活保護の自立支援との一体的な実施



自立相談支援事業における関係機関とのネットワークの構築

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）



市福祉・雇用協働協議会
市ワンストップ就労支援事業運営協議会

地域見守り活動（ライフライン事業者等との県協定）
高齢者見守り（民生委員の活用、JA・平塚信金との協定：高齢部局）
災害時要援護者避難支援事業

自立支援相談窓口への案内及び連携先

市役所・区役所の市民サービス窓口（戸籍、納税、料金、福祉、保健、雇用、教育など）
庁外機関（社協、地域包括支援センター、ハローワーク、若者サポートステーションなど）
地域（民生委員・児童委員、自治会、NPO、医療・福祉施設、ライフライン事業者など）

※主な関係機関

保健(福祉)センター、児童相談所、母子生活支援施設、学校・教育機関、ハローワーク、市就職支援センター、若者サポートステーション、社会福祉協議会、商工会議所、消費生活センター、法テラス、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者自立相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、地域定着支援センター、更生保護施設、自立支援ホーム、ホームレス支援団体 など

※地域

民生委員・児童委員、社会福祉法人、NPO・ボランティア団体、商店街・団体、農業団体、地域住民、町内・自治会、企業、病院・診療所、警察、ライフライン事業者 など

◎庁内体制

- (現状)・庁内関係課長会議の開催による共通認識 ・住宅支援給付事業を生活保護所管課へ移管
 - ・自立支援相談窓口を福祉事務所に併設
- (今後)・全庁的な関係課長会議の設置、個々の状況に応じてケース検討会議の開催
 - ・子ども、雇用部局との施策検討 ・地域福祉計画の見直しにおける位置付け作業

◎外部関係機関との連携

- ・各組織、団体で構成する協議会等への周知及び協力依頼を行っていく
- ・地域の機関、施設における相談窓口のサテライト的な機能の確保
- ・各組織、団体の代表者との地域づくりの構築に向けた検討を行っていく
- ・地域の団体等とのからの地域づくりへの提案を求めていく

地域との協働による地域づくり

本市における自立支援の推進

◎リーマンショック以降における生活保護世帯「その他世帯」の増加

◎抱えている様々な課題（複合的）

低所得者の増加、ニート、ひきこもり、不登校・中退、メンタル面、
家庭環境、高齢化、核家族化、情報網の進展、孤立など

⇒地域づくりや人・社会との関わりが希薄

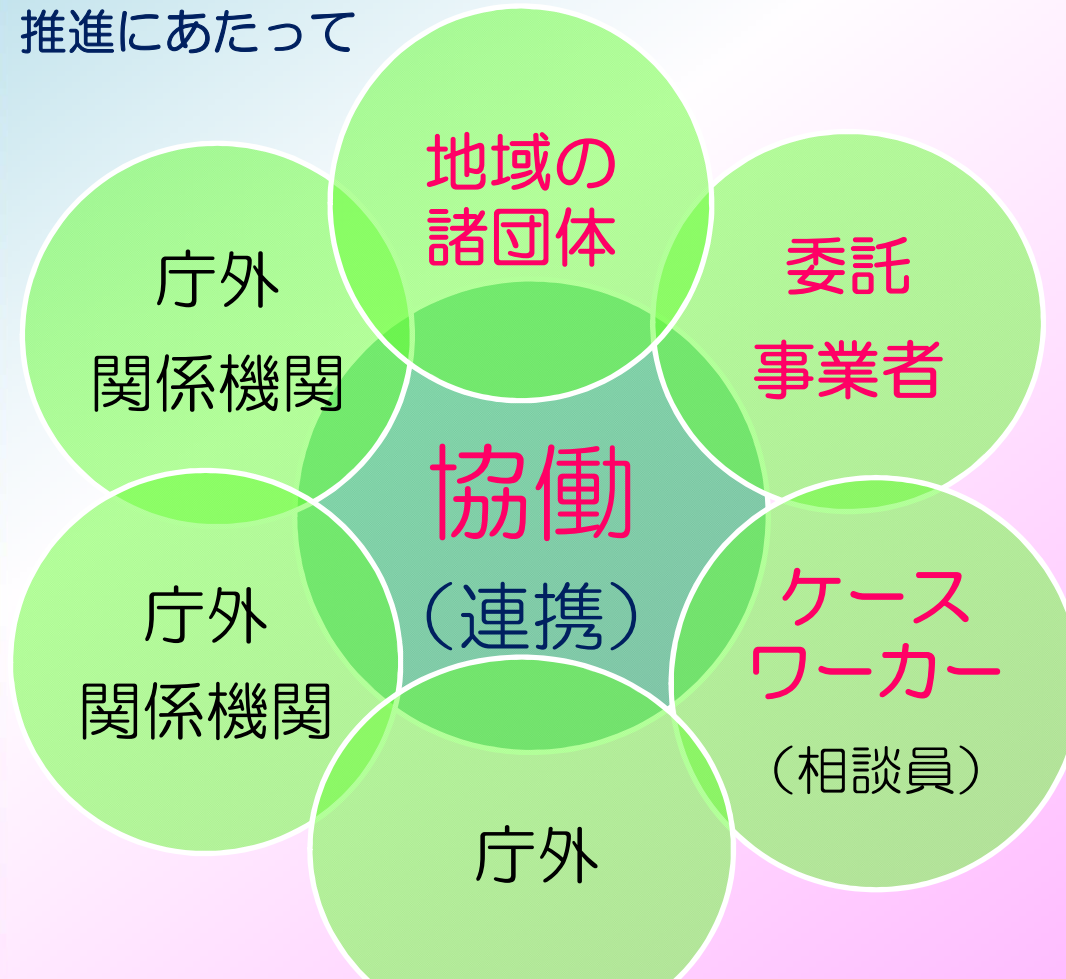


- 個々の状況に合った支援を きめ細かに寄り添い
- 地域との協働による 社会的な居場所づくり

関係機関との連携と 子ども・若者支援に関する取組について

自立支援

推進にあたって



※地域の諸団体：NPO法人、商店会、農業生産法⁶、社会福祉法人、ボランティア団体など

➤ 委託として実施しているが、ケースワーカーも一緒に取組み

➤ 地域の方と一緒に取組み（商店街）



➤ 寄り添いながら個々の状況に合った支援

➤ 生活習慣、コミュニケーションの向上

➤ 社会性の育成